＜進路指導　知識③＞

学校を卒業したときの生活について

＜段階図＞

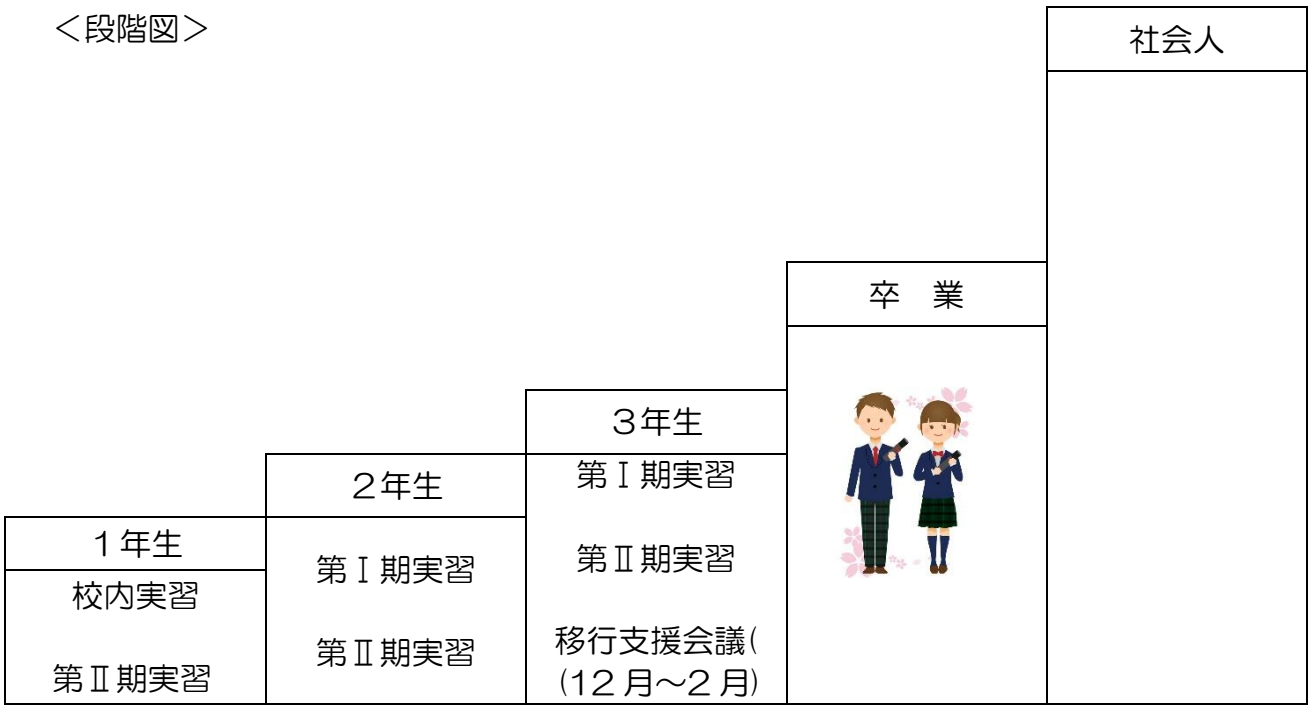

［１８歳になったら使えるサービスが色々あります。］

療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。 **※山梨県：あけぼの医療福祉センター、国立病院機構甲府病院のみ**
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 **※「一日過ごすこと」が基本となります。**
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練（1 年 6 か月）と生活訓練（2 年間、通所型・訪問型・宿泊型の 3 種類）があります。 **※山梨県：アドバンテージあさひ（機能訓練）**
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 **※期間：最長 2 年間。期間内に一般就労や就労継続支援 A/B 型などを決定していきます。**
就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型**（最低賃金程度の待遇での雇用）**と、雇用契約を結ばないB型があります。

※この他にも様々なサービスがあります。詳しくは、厚生労働省のホームページにも掲載されていますので、ご確認ください。

【リンク先】
厚労省 HP（障害福祉サービスについて）